平成２８年（フ）第７１９号
川崎市多摩区栗谷３丁目12番16号　島根ハイツ203
債務者　山田　芳弘
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３号
川崎市幸区東小倉22番52号
債務者　後藤　由一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
川崎市幸区下平間330番地１　モガハウス501
債務者　逸見久美子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
川崎市幸区北加瀬３丁目５番９－202号　桃花ハイツ、前住所川崎市幸区下平間347番地６ミキハウス　104
債務者　門田　由美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
川崎市川崎区小田１丁目13番３号　青木荘102
債務者　石塚　洋樹
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
川崎市宮前区初山２丁目16番７－102号
債務者　松木　イセ
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
川崎市多摩区中野島５丁目２号13―303号
債務者　武士俣茂美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
名古屋市東区矢田南４丁目２番９号　ハイツＫ３Ａ号室、住民票上の住所名古屋市千種区北千種１丁目４番７号　コーポ愛宕302号
債務者　森本　夢美
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７号
名古屋市天白区中砂町589番地　グランデ島田橋303号
債務者　松元　訓士
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３号
札幌市白石区川北１条３丁目６番12―202号
債務者　片山　正仁
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２号
北海道恵庭市緑町２丁目５番４－403号
債務者　白木あゆみ
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５２号
札幌市中央区北３条西22丁目２番20―208号
債務者　菊地　隼人
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７０号
北海道恵庭市和光町４丁目６番７号
債務者　撫養　育士
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７１号
北海道恵庭市和光町４丁目６番７号
債務者　撫養　一美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９２号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番70―111号
債務者　石坂千波実
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０２号
札幌市白石区栄通16丁目５番25号　バードグレイス17号
債務者　小倉　淳一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０３号
札幌市豊平区西岡２条８丁目６番11―205号
債務者　木村　英次
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部